

埼玉県ソフトボール協会内規

(令和7年12月6日第3回理事会承認)

第 1 章 目 的 ・ 役 員

(目 的)

第1条 埼玉県ソフトボール協会規約（以下規約という）により役員を選任し円滑な運営をはかることを目的とする。

本内規は（公財）日本ソフトボール協会規約および本会規約を完全に施行するためのものであり、それぞれの規約が改訂されればその精神を十分に生かして改訂するものとし本内規よりもそれぞれの規約が優先するものとする。

(常務理事の選出)

第2条 本会の規約第8条により本内規第3条に定める常務理事を選出する。

(選出常務理事の人数)

第3条 次の者をもって常務理事とする。

- (1) 会長、理事長、事務局長
5支部の支部長（副理事長）及び事務局長
- (2) 次の各専門委員会委員長
総務企画、財務、競技、審判、記録、広報、小学生、男子、女子、シニア
大学連盟、高体連、中体連

(専門委員会委員及び理事)

- 第4条 (1) 各支部から、次の専門委員会に1名の委員を出す。
総務企画、財務、競技、審判、記録、広報、放送、小学生、男子、女子、シニア
- (2) 技術、強化、普及、指導者の各委員会委員は、推薦委員をもってあて、理事となる。
- (3) 各委員会は、常務理事会の承認を得て委員を増員することができる。
- (4) 推薦委員は常務理事会で推薦する。

(評 議 員)

第5条 規約第9条により選出または委嘱する。

(その他役員)

第6条 日本協会、関東協会および県スポーツ協会等への派遣役員は会長が委嘱する。

第 2 章 支 部

第7条 支部の構成は次の通りとする。

- (1) 県東支部
- (2) 県西支部
- (3) 県南支部
- (4) 県北支部
- (5) 中央支部

また、地域支部の5支部は加盟する市町村協会等をもって組織し活動する。

第8条 支部は、本会に準拠して支部規約および役員を定め本協会に届け出なくてはならない。

第9条 支部には次の担当者を置き、本会との連絡を密にして円滑な運営を行う。

- (1) 支部長……実務推進責任者 1名
- (2) 事務局……事務取扱い責任者 1名

第 3 章 登 録

(チーム登録)

第10条 (1) この内規第11条に示す(1)～(2)(5)～(15)に所属するチームは市町村協会等を通し支部を通じて登録しなければならない。

(2) (4)～(6)についてもそれぞれの団体を通して登録しなければならない。

第11条 登録の種別は次の通りとする。

(競技種別)

(1) クラブチーム

県内に居住、または勤務する18才以上（当該年度4月1日現在）の者によって編成されたチームとする。

（ただし、実業団チームと見間違ふような名称を使用してはならない）

(2) 実業団チーム

県内における官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）に勤務する者のみによって編成されたチームとする。

(3) 大学チーム

県内の同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(4) 高等学校チーム

県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。（全日制と定時制、通信制は別校とする）。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(生涯種別)

(5) 中学生チーム

県内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

(6) 小学生チーム

県内に居住または在学する小学生によって編成されたチームとする。なお、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

男子チームに女子選手の登録は可能だが女子選手のみ登録は認めない。

（小学生男子の全国大会では常時3名以内の女子選手の出場を認める）

(7) エルデストチーム

県内に居住または勤務する50歳以上（当該年度4月1日現在）の女子によって編成されたチームとする。

(8) エルダーチーム

県内に居住または勤務する35歳以上（当該年度4月1日現在）の女子によって編成されたチームとする。

(9) レディースチーム

県内に居住または勤務する15歳以上（当該年度4月1日現在）の女子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く。

(10) 壮年チーム

県内に居住または勤務する40歳以上（当該年度4月1日現在）の男子によって編成されたチームとする。

(11) 実年チーム

県内に居住または勤務する50歳以上（当該年度4月1日現在）の男子によって編成されたチームとする。

(12) シニアチーム

県内に居住または勤務する59歳以上（当該年度4月1日現在）の男子によって編成されたチームとする。

(13) ハイシニアチーム

県内に居住または勤務する68歳以上（当該年度4月1日現在）の男子によって編成されたチームとする。

(14) 一般男子

県内に居住または勤務（通学）する15歳以上（当該年度4月1日現在）の男子によって編成されたチームとする。なお、高等学校チームに選手登録している者は除く。

教員チーム

(15) 県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。学校教育法第1条に規定された学校の教員とする。ただし、実習助手は認める。

第12条 登録は99名以内とし、ユニフォームナンバーは1番から99番までとする。ただし主将は10番、監督30番、コーチ31・32番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規制を設ける。

(1) 競技種別・学生種別の選手の登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。

(2) 競技種別・学生種別の監督・コーチの登録については1人1チームとし、二重登録を認めない。ただし学生種別に限り、同一校内の監督・コーチを兼ねることができる。

(3) 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督・コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。

(4) 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。

(5) 生涯種別の監督・コーチの登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。

(6) 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、3項の規定を優先する。

(7) 監督を欠いて試合を行うことはできない。もし、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない。

（この場合、監督代理者のユニフォームナンバーはそのままよい）。

高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。

第13条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。

第14条 チームの登録は、その年度ごとに行うものとする（6月30日を最終期限）。

新規登録はその年度内認められる。いずれも、全国大会県予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、日本協会の登録システム（シクミネット）による。県協会に追加登録のあった場合も上記の通りとする。なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に、8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。

第15条 登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合にはその選手は当該年度内のすべての大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

第16条 登録を完了しないチーム及び選手は本会主催のすべての大会に参加できない。
ただし、国民スポーツ大会（略して「国スポ」と呼ぶ）については「国スポ実施要項」に定めるところによる。

（審判員、記録員登録）

- 第17条 (1) 本会に所属する審判員・記録員の登録についてもチーム登録同様の手続きを行い登録する。
(2) 登録料は自己負担とする。登録料は別に定める。
(3) 登録は本会が指定する期間内に必ず所定の用紙に記入提出する。
(4) 新しく審判員・記録員に認定されたり、変更、移動等があった場合は直ちに本会にその内容を届け出なければならない。
(付記)
チーム・審判員・記録員の登録については各市町村協会等が責任を負うものとする。

第 4 章 専 門 委 員 会 ・ 事 務 局

第18条 本会の規約により、次のように専門委員会と事務局を設置し事務分担を定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 総務企画委員会 | 協会の規約、内規等に関する事項
大会日程に関する事項
大会開催に関する事項
会議議事録の作成 |
| (2) 財務委員会 | 協会の予算の立案
協会の決算に関する事項
協会の財務に関する事項 |
| (3) 競技委員会 | 大会会場に関する事項
競技の進行に関する事項
競技委員の養成
大会における用具に関する事項 |
| (4) 審判委員会 | 大会審判に関する事項
審判の研修に関する事項
審判員の派遣に関する事項
公認審判員の養成に関する事項 |
| (5) 記録委員会 | 大会の記録の整理に関する事項
記録員の派遣に関する事項
公式記録員の養成に関する事項
関係委員会との連絡、協力 |
| (6) 広報委員会 | 協会広報に関する事項
協会PRに関する事項 |
| (7) 放送委員会 | 各種大会の放送に関する事項
放送委員の養成に関する事項
関係委員会との連絡、協力 |

- (8) 小学生委員会 小学生大会に関する事項
- (9) 男子委員会 男子チームの普及に関する事項
県内男子チームの連絡、調整
- (10) 女子委員会 女子チームの普及に関する事項
県内女子チームの連絡、調整
- (11) シニア委員会 シニアの普及に関する事項
- (12) 技術委員会 県内チーム指導者の技術向上に関する事項
技術講習会、研修会に関する事項
- (13) 強化委員会 学識経験者をもって組織し、県協会所属チームの強化に関する事項
- (14) 普及委員会 小・中学生を中心とした普及に関する事項
他団体との連絡、調整
- (15) 指導者委員会 指導者の養成に関する事項
- (16) リーグ担当 県内で行われる日本リーグに関する事項
- (17) 大学連盟 大学連盟との連絡、調整
- (18) 高体連 高体連との連絡、調整
- (19) 中体連 中体連との連絡、調整
- (20) この他委員会に次の担当者を置く
 - 審判委員会 ルール・認定担当者
 - 記録委員会 認定担当者
 - 競技委員会 用具担当者
 - 指導者委員会 認定担当者

(20) 県協会事務局

- 日本協会、関東協会との連絡、調整
- 県支部協会との連絡、調整
- 県スポーツ振興課、県スポーツ協会との連絡、調整
- 外部団体との連絡、調整
- 協会行事の立案に関する事項
- 各種会議の開催に関する事項
- 各委員会との調整について
- 各委員会に所属しない事項
- 会計処理に関する事項
- 事務局所在地： 上島孝之 方
- 会計担当所在地： 竹谷一浩 方
- その他指示された事項

第19条 各委員会には次の役員を置く。

- (1)委員長 1名 (2)副委員長 若干名 (3)委員 若干名

第20条 前項の役員は委員会において互選し会長が委嘱する
委員長は理事となる。

第21条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第22条 各委員会は原則として年2回以上、委員長が召集して開き、会議の結果を常務理事会に報告し、承認を求めるものとする。

第23条 各委員会は業務を円滑に運営するため理事会の承認を得て内規を定めることが出来る。

第 5 章 表 彰

(表彰規定)

第24条 この規定は本県のソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰することを目的とする。

第25条 本県のソフトボールの発展に著しい功労のあった者、又は本会主催の大会に出場して優秀な成績をおさめ、技術及び態度等の模範と認められる者は、この規定によって埼玉県ソフトボール協会が表彰する。

第26条 前条による表彰は次の通り。

(1)優秀表彰 (2)功労表彰 (3)特別表彰

第27条 表彰の方法は表彰状、記念品を贈り表彰する。

第28条 第26条(2)の功労表彰については、各団体より広く推薦を受け常務理事会において審議決定する。但し各団体等で1名程度を原則とする。

(表彰内規)

第29条 表彰は次の何れかに該当するものについて行う。

優秀表彰

(1) 協会加盟チームで全国大会に出場、又は関東大会で活躍が認められたチーム。

(2) 前号のチームの選手で技術態度が模範とするにあたる者。

功労表彰

(1) 本協会又は市町村等で、役員、審判員、記録員等で男子は10年、女子は5年以上の永年にわたりソフトボール発展に著しい功績をあげた者。

(功労表彰について受賞は1回を原則とする)

(2) 協会加盟チーム関係者で、永年にわたりソフトボールの振興に尽力し著しい成績をあげた者。

特別表彰

本協会の関係者で優秀表彰、功労表彰よりさらに功績をあげたと認められた者。

第 6 章 附 則

第30条 この内規は常務理事会にて改訂することができる。

第31条 1. この内規は昭和60年3月23日より実施する。

2. ただし役員の専任については昭和61年度より実施する。

第32条 登録されたチームに変更があった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を本会に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合にはその選手は当該年度内のすべての大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。

◎役員選出内規

(1) 会長は全県的見地から学識経験者を推挙する。

(2) 副会長は東西南北中から各1名推挙する。

その外、全県的見地から学識経験者若干名を推挙する。

(3) 理事長は全県的見地から推薦する。

(4) 副理事長は東西南北中各1名の外、全県的見地から若干名推薦する。

(5) 会長推薦理事及び委員会の追加委員については、全県的見地から推薦する。

(6) 選考委員会の委員は、副会長から互選で1名、支部から各1名、専門委員会から互選で4名、学連から互選で1名で組織し、選出された役員は常務理事会の議を経て、評議員会の承認を受ける。

◎慶弔規程

A.本人

- | | |
|------------------|-----------|
| 1.名誉会長 | 生花、弔電、3万円 |
| 2.県協会会長・副会長 | 生花、弔電、3万円 |
| 3.県協会顧問・参与・理事・監事 | 生花、1万円 |
| 4.市町村協会会長 | 生花、1万円 |

※慶事に関しては会長・副会長に一任